

》》》 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のQ&A 《《《

Q 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)はなぜ創設されたのですか。

A 75歳以上の方の医療費は、高齢化に伴い、今後ますます増大することが見込まれています。
75歳以上の方の多くが加入されていた国民健康保険は、市区町村単位で運営され、市区町村の財政力によって国民健康保険税等に大きな差がありましたが、各都道府県に一つ広域連合を作ることで、都道府県単位の保険制度とし財政力に余裕を持たせ、高齢者の医療を支えています。
また75歳以上の方は複数の病気にかかったり、治療が長期に渡る傾向があり、こうした特性を踏まえ、75歳以上の方を対象とした独立した医療制度として長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されました。

Q 保険証の文字が小さくて読みにくいのですが大きくして貰えませんか。

A 保険証を作成した埼玉県後期高齢者医療広域連合を通じて、文字の拡大を国に要望しています。

Q 保険料が高すぎる。または払えない。

A 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では医療費の10%を被保険者が保険料として負担することになっており、埼玉県後期高齢者医療広域連合が被保険者の1年間の医療費(見込み)の額から逆算して算定したものです。

医療費の残り約90%は、他に国税・県税・町税が投入され、更に75歳未満の方に納めていただいている健康保険料からも支払われています。

また、収入の少ない被保険者の方については、お支払いいただけるよう、所得に応じて7割軽減・5割軽減・2割軽減と保険料が自動的に軽減され、軽減分の保険料は県が3/4を、町が1/4を負担することになっています。

もし、保険料をお支払いいただけないと、その方の医療費を支払うために、保険料が引き上げられるおそれもあり、きちんと納付している方々に迷惑がかかります。

このようにこの制度は多くの方々に支えられていますので、保険料の納付をお願いします。

Q 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入したくない。

A 健康保険は国民皆保険制度という言葉は強制保険で、生活保護の方等を除けばすべての方が加入する義務を負っています。

また、いざというとき(病気や怪我をしたとき)のためにあらかじめ加入するのが保険というものですから「保険料を払いたくないので加入しない。病気になったら加入する。」ということではできません。

皆さんの医療サービスを確保するために、ご協力をお願いします。

》》》 5月1日(木)から証明や届出の際、本人確認が必要になります 《《《

戸籍の証明書や住民票の写しなどの不正取得を防止し、個人情報を保護するため、また、戸籍の届出や住民異動の届出について、成りすましや虚偽の届出を防止するため、5月1日(木)からは法律の改正により、これらの窓口での受付方法が変わります。証明書を取得する要件や手続きなどが厳しくなります。

【証明書を取得できるのは】

戸籍の証明書や住民票の写しなどを請求できる方は、本人等の他に正当な理由がある方に限られます。

※「本人等」とは…

戸籍の証明書の場合一…本人及び同一戸籍に記載されている方、**二**…**一**の配偶者、**三**…**一**の直系の親族。

住民票の写しなどの場合は本人及び同一世帯の方。

「本人等」以外で取得できる方**①**自分の権利を行使したり、自分の義務を果たしたりするために戸籍や住民票の内容を確認する必要がある方、**②**国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方など正当な理由がある方。

請求の際は、これらの理由を請求書にくわしく書くことが必要になります。権利・義務の発生原因や利用の目的などを証する書類を提示又は提出していただくことがありますので、請求時にはこれらの書類をお持ちください。

【本人確認が必要となるのは】

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)や戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)などの戸籍の証明書のほか、住民票の写し、住民票記載事項証明書などです。また、戸籍の届出(婚姻・協議離婚・養子縁組・協議離縁・認知)や、住民異動の届出(転入・転出・転居・世帯変更)も本人確認を行います。

【代理人等による場合は】

代理人や使用者による戸籍の証明書や住民票の写しなどの取得については、代理人や使用者の本人確認を行うほかに、委任状などの書面により代理権限の確認も行います。住民異動の代理人等による届出についても同様です。なお、必要に応じ請求者や届出人など依頼者の本人確認書類の提示等をお願いすることがあります。

※**罰則が強化されます**…偽りその他不正な手段によって戸籍の証明書の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

戸籍の証明書や住民票の写しなどを取得する場合に必要な本人確認の書類		
本人確認書類の例	戸籍の証明書を取得する場合	住民票の写しなどを取得する場合
運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード、外国人登録証明書、国又は地方公共団体の機関が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証もしくは資格証明書等	1点以上の書類が必要です〈注〉	1点以上の書類が必要ですが必要です〈注〉
イ.健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証、住民基本台帳カード(写真無)、各種医療費受給者証など	2点以上の書類が必要ですが必要です(イが2点以上、又はイとロの各1点以上)	
ロ.学生証、社員証、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど		2点以上の書類が必要ですが必要です

〈注〉1点以上の書類でよいものであっても、必要に応じて2点以上確認させていただく場合がありますので、本人確認書類は複数枚お持ちください。

》》》 国民健康保険加入の70歳未満の方は入院前に申請してください 《《《

○「**限度額適用認定証**」等を申請により交付しています

70歳未満の方が入院する場合、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、一医療機関の窓口での支払は自己負担限度額までとなります。

ただし、申請時に、国民健康保険税の滞納がある世帯は、認定証の交付ができませんので、従来どおり高額療養費の申請が必要です。

70歳以上で住民税非課税世帯の方についても、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、一医療機関の窓口での支払は自己負担限度額までとなり、食事代もあわせて減額になります。

〈申請に必要なもの〉 国民健康保険被保険者証、国民健康保険税納税通知書

○ **限度額適用認定証等の更新について**

現在交付されている「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日となりますので、8月以降も入院を予定されている方は、更新の手続きをお願いします。

○ **70歳未満の方の自己負担限度額(月額)**

所得区分	3回目までの限度額	4回目以上の限度額※1
上位所得者※2	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 過去12か月間に、一つの世帯で高額療養費が4回以上あった場合の4回目からの限度額です。

※2 基礎控除(33万円)後の総所得金額が600万円を超える世帯の方です。所得の申告がない場合は、上位所得者の扱いになりますので、申告忘れにご注意ください。